愛南町まちづくりパートナー企業認定制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町内への企業誘致を促進し、官民共創による町の地域課題の解決に 資するため、町へ進出する企業との連携に係る愛南町まちづくりパートナー企業認定制 度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 企業 事業を営む法人をいう。
  - (2) 遠隔地勤務 企業の役員及び従業員(以下「社員」という。)が、本社から離れた 就業場所において情報通信技術を有効に活用し、時間的に柔軟に働くことができる勤 務制度をいう。
  - (3) サテライトオフィス 町外に本社を置く企業が町内に新たな拠点として設置する 事務所であって、当該企業の社員が遠隔地勤務を行うための就業場所をいう。
  - (4) 地域課題 次に掲げる町の地域課題をいう。
    - ア 人口の減少
    - イ 地域産業の振興
    - ウ 新たな産業の創出
    - エ デジタル技術の活用
    - オ 雇用機会の創出
    - カー人材の育成
    - キ 町有の遊休施設の有効活用
    - ク環境の保全
    - ケ その他町長が特別に必要と認める地域課題

(愛南町まちづくりパートナー企業の認定)

- 第3条 町長は、次に掲げる要件を全て満たす企業を愛南町まちづくりパートナー企業 (以下「認定企業」という。)として認定することができる。
  - (1) 町の持続的な発展に貢献する意思があること。
  - (2) サテライトオフィスを開設し、又は開設を準備している企業
  - (3) サテライトオフィスに、常勤又は非常勤の社員を1名以上配置すること。
  - (4) 前条第4号に規定する地域課題のうち、2以上の地域課題の解決に資する事業を行うこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、認定対象としないものとする。
  - (1) 国税又は市区町村税を滞納している者
  - (2) 愛南町暴力団排除条例(平成23年愛南町条例第13号)第2条第1号から第3号までに該当する者
  - (3) 申請者の事業における役員等が前号に規定する者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合、その申請者
  - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者
  - (5) 国及び法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に規定する公共法人

- (6) 政治団体
- (7) 宗教上の組織又は団体

(認定企業への支援)

- 第4条 町長は、次に掲げるもののうち、町長が特別に必要と認めるものについて、認定 企業を支援することができる。
  - (1) 地域課題に資する事業に関する情報の共有、提供及び広報
  - (2) 町有施設の利用に関する協力
  - (3) 町有施設の使用料の額

(認定申請の手続)

- 第5条 第3条第1項の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、愛南町まちづくりパートナー企業認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。
  - (1) 会社の概要が分かる書類
  - (2) 履歴事項全部証明書
  - (3) 市区町村税の滞納がないことの証明書(発行されない場合は、2か年度分の納税証明書)
  - (4) 国税の納税証明書(その3)
  - (5) 直近の3事業年度の決算書

(審査結果の通知)

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、愛南町まちづくりパートナー企業認定(不認定)通知書(様式第2号)により申請者に審査結果を通知するものとする。

(認定の有効期間)

第7条 認定企業の認定の有効期間は、認定の日から認定企業がサテライトオフィスを撤退する日までとする。

(変更の届出)

第8条 認定企業は、第5条に規定する認定申請のうち、サテライトオフィスに係る内容を変更しようとするときは、愛南町まちづくりパートナー企業認定変更届出書(様式第3号)により町長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

- 第9条 町長は、認定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。この場合において、既に第4条第3号に規定する支援を受けているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。
  - (1) 第3条第1項各号に規定する要件に該当しなくなったとき。
  - (2) 偽りその他不正の手段により認定企業の認定を受けたとき。
- 2 町長は、前項の規定により認定を取り消したときは、愛南町まちづくりパートナー企業認定取消通知書(様式第4号)により認定企業に通知するものとする。 (その他)
- 第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、公表の日から施行する。

# 様式第1号(第5条関係)

愛南町まちづくりパートナー企業認定申請書

愛南町長 様

愛南町の持続的な発展に貢献したいため、愛南町まちづくりパートナー企業の認定を受けたいので、愛南町まちづくりパートナー企業認定制度実施要綱第 5条の規定により関係書類を添えて申請します。

1	申	請者	【申請日: 年 月 日】
	(1)	本社所在地	<u> </u>
	(2)	法人名	
	(3)	代表者職・氏名	印
	(4)	担当者氏名	
	(5)	担当者電話番号	
	(6)	業種(日本標準産業 分類の「中分類」)	
2	企	業概要	
	(1)	設立年月日	
	(2)	事業内容	
	(3)	社員総数	
3	要	件の確認(該当する□	に✔し、その他の場合は具体的に記載すること。)
	(1)	愛南町における事 業内容	
	(2)	(1)に対応する地域課題	<ul><li>□ 人口の減少</li><li>□ 地域産業の振興</li><li>□ 新たな産業の創出</li><li>□ 尾用機会の創出</li><li>□ 人材の育成</li><li>□ 町有の遊休施設の有効活用</li><li>□ 環境の保全</li><li>□ その他(</li></ul>
	(3)	サテライトオフィ スの場所(予定)	
	(4)	愛南町における事業 開始年月日(予定)	
	(5)	サテライトオフィス の社員数(予定)	
4	添	付書類(以下の書類が	あることを確認の上、✔を付けてください。)
		パンフレット等の会社	
		履歴事項全部証明書	
		市区町村税の滞納がないこ	との証明書(発行されない場合は、納税証明書を2か年度分)
		国税の納税証明書(その	3)
		直近の3事業年度の決定	

# 様式第2号(第6条関係)

愛南町まちづくりパートナー企業認定(不認定)通知書

第 号年 月 日

様

愛南町長印

年 月 日付けで申請のあった愛南町まちづくりパートナー企業の認定申請については、次のとおり決定したので、愛南町まちづくりパートナー企業認定制度実施要綱第6条の規定により通知します。

1	審査結果	貴社を愛南町まちづくりパートナー企業として 認定します。 認定しません。
2	認定期間	年 月 日からサテライトオフィスを 撤退する日まで
3	不認定の場合、その理由	

### 様式第3号(第8条関係)

## 愛南町まちづくりパートナー企業認定変更届出書

#### 愛南町長 様

愛南町まちづくりパートナー企業の認定を受けた内容を変更するので、愛南町まちづくりパートナー企業認定制度実施要綱第8条の規定により次のとおり届け出ます。

1	申	請者		【届出日:	年	月	日】
	(1)	本社所在地	₸	 	 		
	( - /						
	(2)	法人名					
	(3)	代表者職·氏名				印	
	(4)	担当者氏名					
	(5)	担当者電話番号					

2 変更する内容

·	交叉 / 3/1/4								
	変更する内容	変更前	変更後						
(1)	愛南町における事 業内容								
(2)	(1)に対応する地域課題								
(3)	サテライトオフィ スの場所								
(4)	サテライトオフィス の社員数								

2	恋 重	Н
≺ .	忽 田	Н

年 月 日

4 添付書類(該当する書類があるときは、✔を付けてください。)

変更の内容が分かる書類(任意)

# 様式第4号(第9条関係)

愛南町まちづくりパートナー企業認定取消通知書

第 号年 月 日

様

愛南町長印

年 月 日付けで決定した貴社の愛南町まちづくりパートナー企業の認定については、次の理由により取り消したので、愛南町まちづくりパートナー企業認定制度実施要綱第9条第2項の規定により通知します。

1	取消日	年	月	日		
2	取消しの理由					